

■ 診療時間外の診察を希望する患者様へ

当院では、診療時間以外の時間に診察を受けることを希望した患者様については時間外診察に係る費用として、11,000円（税込）をお支払いいただきます。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により来院した場合にあっては、この限りではございません。

※ 診療時間外とは

- 1.平日の17時～翌日朝9時
- 2.日曜日・祝日

※ 緊急その他やむを得ない事情とは

- 1.救急車、ドクターへリ等による搬送者
- 2.国の公費負担医療の受給対象者
- 3.地方単独事業の受給対象者で特定の障害・疾病等のもの
- 4.特定健康診査、がん検診等の結果による精密検査
- 5.災害により被害を受けた者
- 6.その他、当院を直接受診する必要性を特に認めた者